

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（委員長）

第12条 教育委員会は、委員（第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。

- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

※参考：長久手市教育委員長任期は、5/13 から翌年 5/12 まで

長久手市教育委員会会議規則（抜粋）

（委員長の選挙）

第4条 会議の招集の当日に委員長がないときは、委員長の選挙を行う。ただし、委員長の任期満了前に次期委員長の選挙を行うことを妨げない。

- 2 委員長の選挙は、指名推薦の方法によって行う。
- 3 委員長の選挙が前項の方法によって行われがたいときは、記名又は無記名投票の方法によって行う。
- 4 前項の場合においては、投票の過半数を得た者を当選人とし、投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者二人について決戦投票を行い、多数を得た者を当選人とする。ただし、決戦投票を行うべき2人が当選人を定めるに当たり得票が同じときは、くじでこれを定める。

（委員長職務代理者の指定）

第5条 会議の招集の当日に委員長職務代理者がいないときは、委員長職務代理者を指定する。

- 2 委員長職務代理者を指定する場合は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。